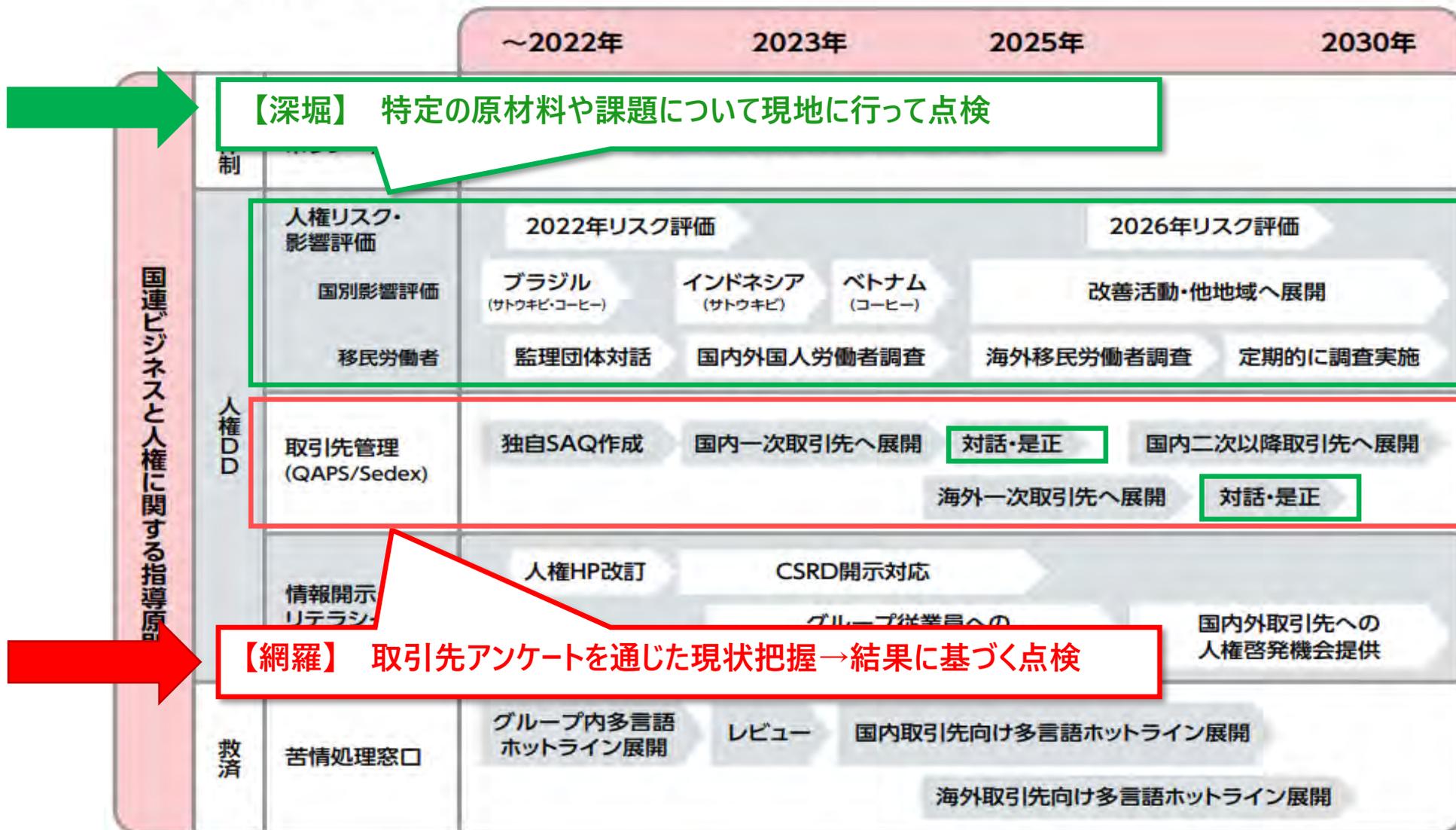


3-5. 味の素グループの取組実例 <人権デュー・ディリジェンス【網羅】>

2030年に向けたロードマップ



3-5. 味の素グループの取組事例 <人権デュー・ディリジェンス【網羅】>

全てのお取引先様を「網羅」してリスク点検

■ 事業に関連するお取引先様



まずは日本国内で取組中

- 1) 製品の直接材（原料・包材など）のお取引先様
- 2) 製品に関わる業務委託先様
 - ・ 製造委託（製品・原料）
 - ・ 清掃委託(事務所除く)
 - ・ 産業廃棄物委託
 - ・ 設備・建築委託
 - ・ 現場作業員派遣元（ライン・フォークリフト等）

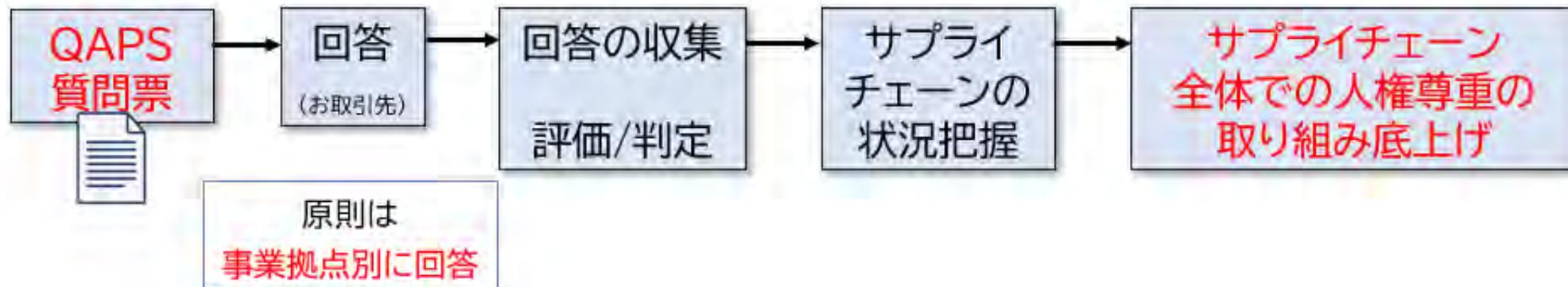
3-5. 味の素グループの取組実例 <人権デュー・ディリジェンス【網羅】>

「質問票によるリスク点検・特定・対話」 → 日本のお取引先様

国際基準に基づく独自のフォーム

味の素グループの「サプライヤー取引に関するグループポリシーガイドライン」順守の状況を把握するために質問票(QAPS)を用意

サプライヤー取引に関するグループポリシーガイドライン **順守状況質問票**
 QAPS; **Q**uestionnaire for **A**jinomoto Group Shared **P**olicy for **S**uppliers



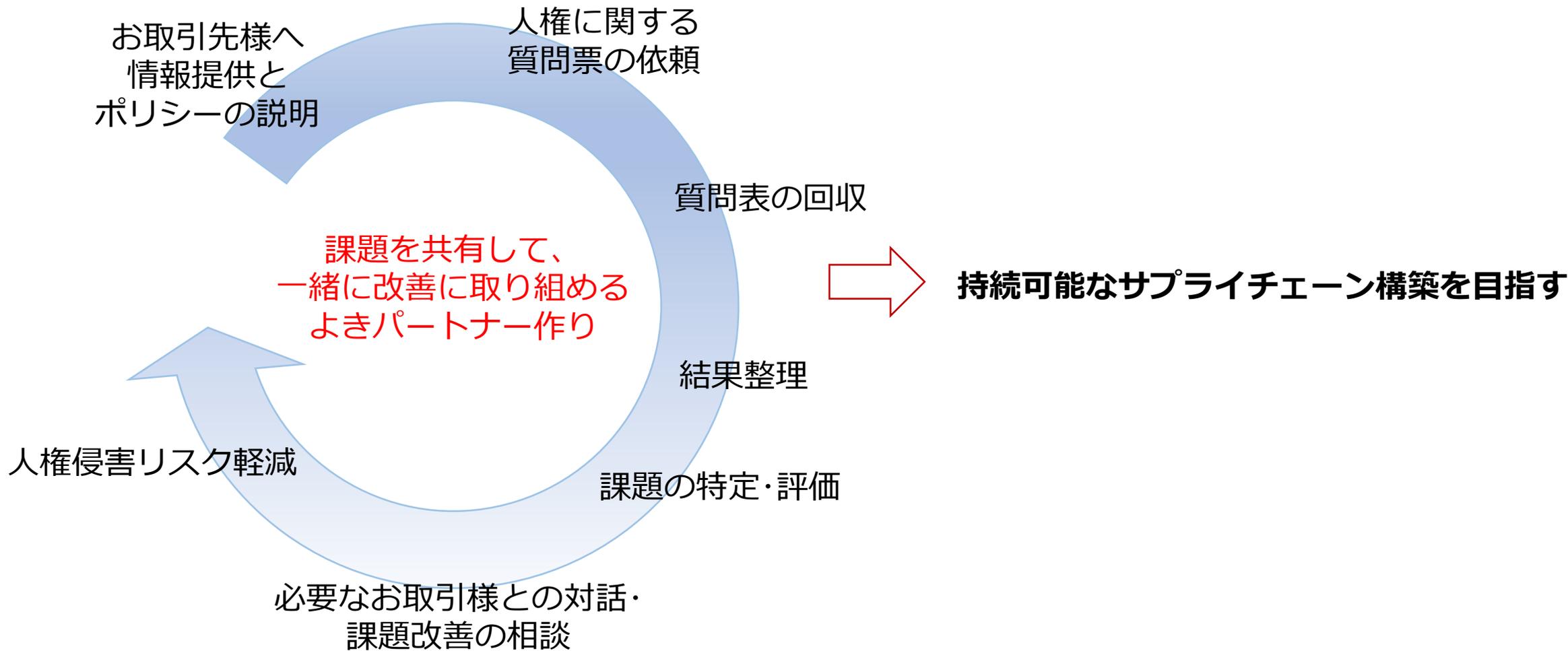
3-5. 味の素グループの取組実例<人権デュー・ディリジェンス【網羅】>

「質問票によるリスク点検・特定・対話」 → 日本のお取引先様

項目 番号	サプライヤー取引に関する グループポリシーガイドライン	要請 事項 番号	チェック項目	確認項目 全ての項目の自己評価回答欄(K列)に 「はい」「いいえ」「対象外」の回答をして下さい。
II-0	<p>点検の対象：ガイドラインで定めた必須項目</p> <p>点検の目的：必須項目の対応状況を確認</p> <p>結果の活用：人権尊重、法令順守面でリスクを抱えるお取引先様との対話</p>			<p>1 人権尊重に関する方針や考え方を明確に示した方針を策定している。 (社内文書等に記載されている場合も含む)</p> <p>2 1の方針が役員・従業員に共有され、実行されている。 (人権の尊重が損なわれるような行為が起こらないよう適している)</p>
	人権の尊重 従業員の人権を尊重し、尊厳を持って接し、強制労働や児童労働のない、安全で快適な職場環境を確保する。	II-0-2	<p>人権リスクの把握を行うこと。以下に示す取り組み等を実施すること。</p> <p>■リスク把握の取り組み例： ・定期的な人権リスク評価や内部監査等の実施 ・リスク把握・管理担当部署の設置 ・労働組合等と連携したリスク把握 ・外部専門家等からのサポートの利用</p>	<p>1 人権リスクの把握に係る取組みを実施している。</p> <p><人権リスク把握の取り組み例> ・定期的な人権リスク評価や内部監査等の実施 ・リスク把握・管理担当部署の設置 ・労働組合等と連携したリスク把握 ・外部専門家等からのサポートの利用 など</p>
		II-0-3	<p>役員や従業員に対し、人権課題、人権の尊重に関する国際的動向(補足を参照)等を理解するための研修・教育の機会を提供すること。</p>	<p>1 役員や従業員に対し、人権課題、人権の尊重に関する国際的動向(補足を参照)等を理解するための研修・教育の機会を提供している。</p>

3-5. 味の素グループの取組事例<人権デュー・ディリジェンス【網羅】>

「質問票によるリスク点検・特定・対話」 → 日本のお取引先様



3-6. 味の素グループの取組実例 <人権デュー・ディリジェンス【情報開示】>

「情報開示」

「人権影響評価報告書」 (HP上で開示)



インドネシア-サトウキビ



ベトナム-コーヒー豆

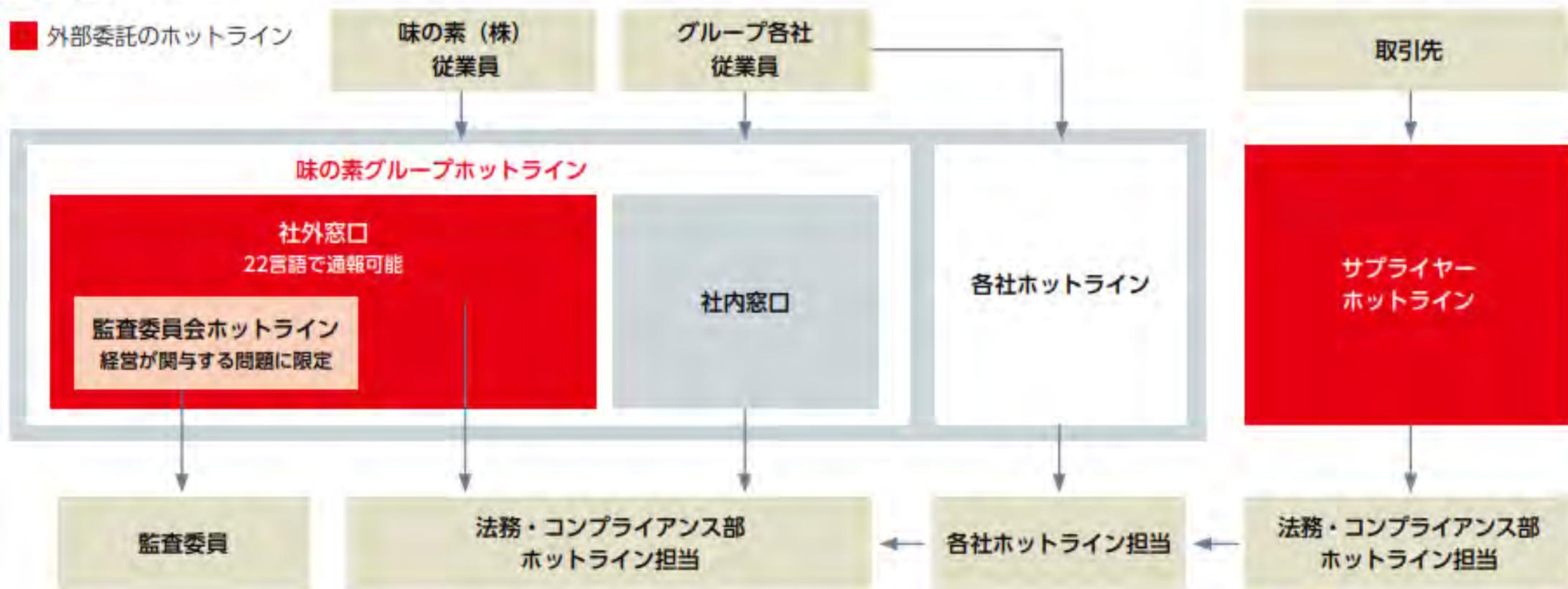
サステナビリティレポート、統合報告書



3-7. 味の素グループの取組実例 <救済>

自社・自社グループ、お取引先様

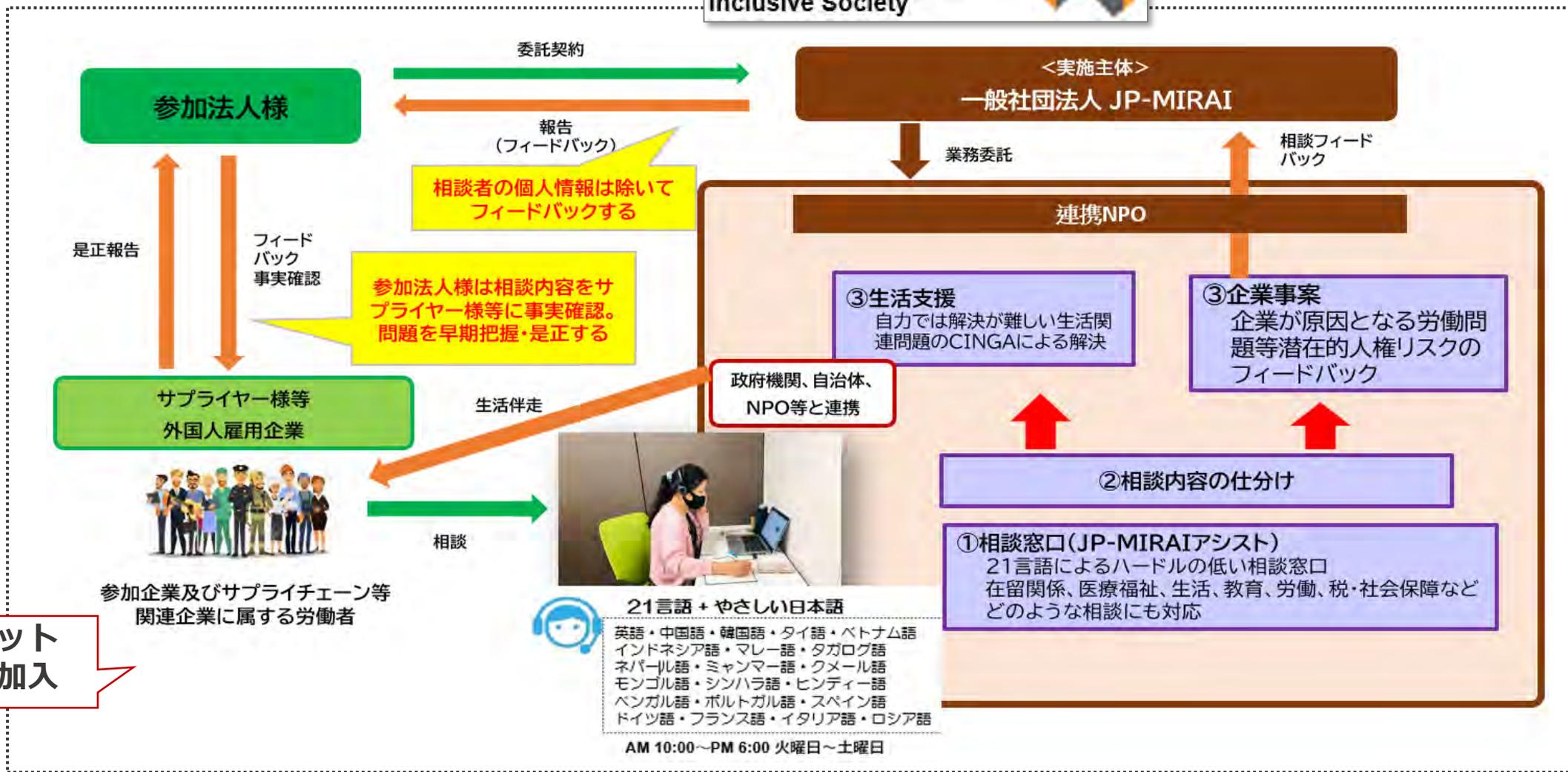
内部通報ルート



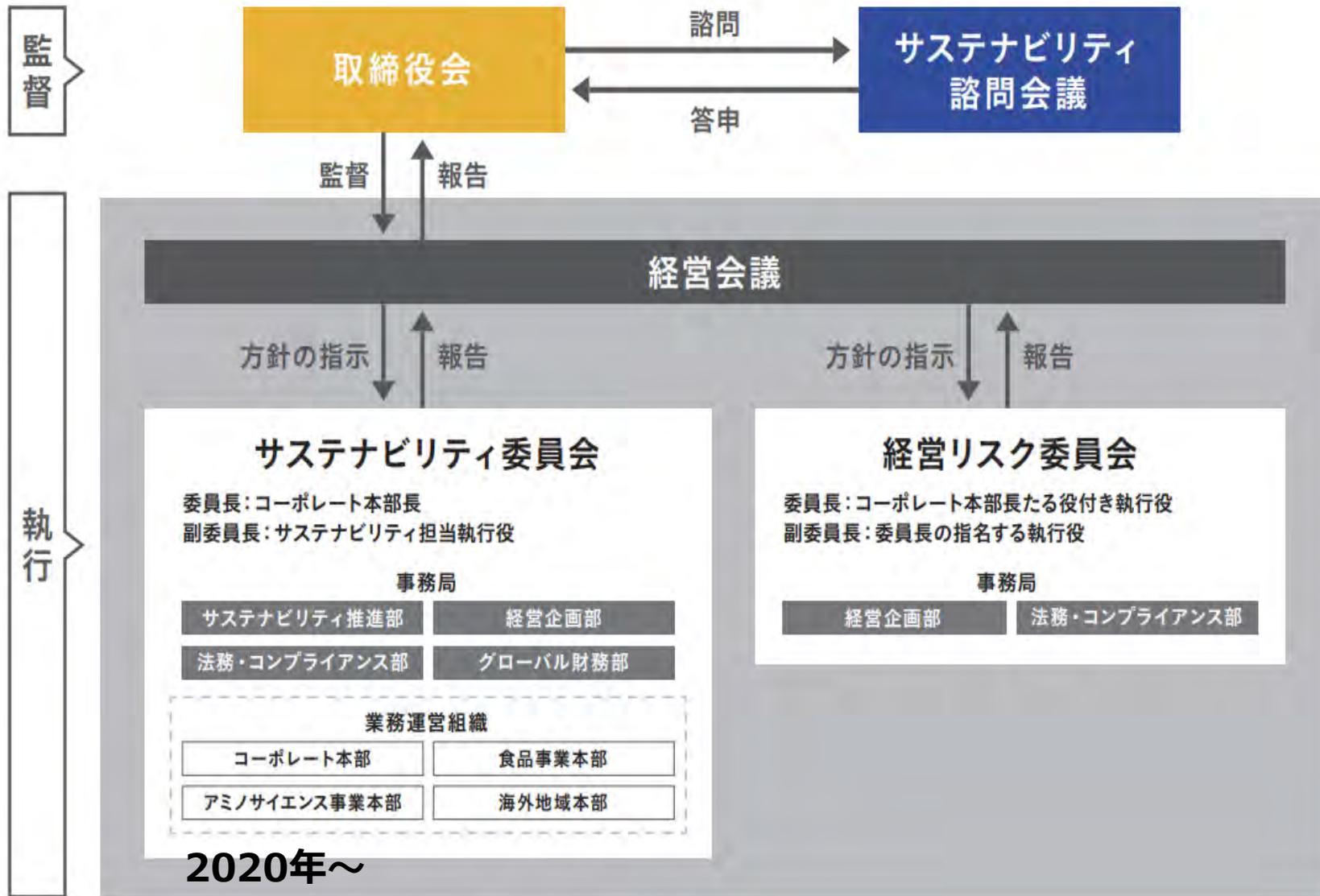
3-7. 味の素グループの取組事例 <救済>

国内サプライチェーン (主に外国人労働者)

Japan Platform for Migrant Workers towards Inclusive Society



3-8. 味の素グループの取組事例 <組織体制>



経営陣や担当者による
有識者とのサステナビリティに
関するダイアログ



2022年



2016年

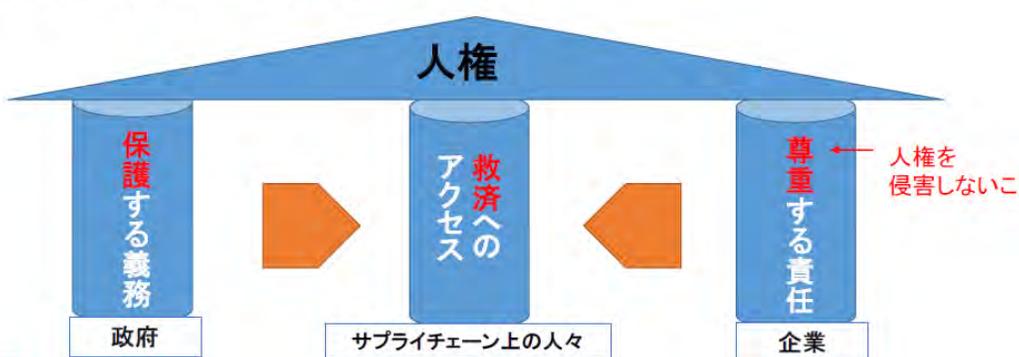
2005年～

3-9. 味の素グループの取組事例 <情報共有活動>

社内 e-learning

Eat Well, Live Well.  **2. 人権を尊重した事業活動**

2011年
国連によるビジネスと人権に関する指導原則“3つの柱”



The diagram shows a house-like structure with '人権' (Human Rights) at the top. It is supported by three pillars: '保護する義務' (Duty to protect) for '政府' (Government), '救済へのアクセス' (Access to remedy) for 'サプライチェーン上の人々' (People in the supply chain), and '尊重する責任' (Responsibility to respect) for '企業' (Company). Arrows point from the pillars towards the center. A red arrow points to the '尊重する責任' pillar with the text '人権を侵害しないこと' (Do not infringe on human rights). Below the pillars, a circle represents 'お客様・地域住民' (Customers and local residents), containing 'サプライヤー・取引先従業員' (Suppliers and business partner employees) and '自社従業員' (Company employees).

- ・2020年外務省 国別行動計画の策定
- ・2021年金融庁 コーポレートガバナンス・コードに「人権尊重」記載へ

人権方針の策定
→人権尊重に関するグループポリシー
負の影響や潜在リスクへの対応
→人権デューデリジェンス
情報開示(企業価値向上)
→企業HP等での発信

5

お取引先様 説明会

1. 「ビジネスと人権」取組背景 

「ビジネスと人権」をめぐる国内外の動き



The timeline shows three documents: '責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン' (2011), '責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料' (2023), and '食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス' (2023).

- 2011年 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- 2020年10月 日本政府より「ビジネスと人権」に関する行動計画策定
- 2022年9月 日本政府より「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が发出
リンク; 日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。(METI/経済産業省)
- 2023年4月 経済産業省より上記ガイドラインに基づいた「実務参照資料」公表
リンク; 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。(METI/経済産業省)
- 2023年6月 農林水産省より「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス」
リンク; 食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス: 農林水産省 (maff.go.jp)

すべての日本企業にグローバル基準に基づいた人権尊重への取組が求められる

6

